

先代経営者（贈与者）が死亡した場合の取扱い

先代経営者
(贈与者)の死亡
(相続開始)

贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けた非上場株式等は、相続又は遺贈により取得したものとみなして、贈与の時の価額により他の相続財産と合算して相続税を計算します。

なお、その際、都道府県知事の「円滑化法の確認」を受け、一定の要件を満たす場合には、そのみなされた(非上場)株式等(一部の部分に限ります。)について相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けることができます。

相続税の申告期限
までの間

都道府県知事の
円滑化法の
確認

申告書の作成・
提出

◆ 相続又は遺贈により取得したものとみなされた(非上場)株式等について相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合

「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」に基づき、会社が特例の適用要件を満たしていることについての都道府県知事の「円滑化法の確認」を受けてください。

相続税の申告期限までに、相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける旨を記載した相続税の申告書及び一定の書類を税務署へ提出するとともに、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を提供する必要があります。

◆ この特例を受けるための要件

- 1 会社の主な要件
次の会社のいずれにも該当しないこと
 - (1) 上場会社（贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの間に、先代経営者(贈与者)が死亡した場合に限ります。）
 - (2) 風俗営業会社
 - (3) 資産管理会社（一定の要件を満たすものを除きます。）
 - (4) 総収入金額（営業外収益及び特別利益以外のものに限り。）が零の会社、従業員数が零の会社（特例の適用に係る会社の特別関係会社が一定の外国会社に該当する場合には従業員数が5人未満の会社）
- 2 後継者である相続人等の主な要件
 - (1) 相続開始の時に、会社の代表権を有していること
 - (2) 相続開始の時に、後継者及び後継者と特別の関係がある者で総議決権数の50%超の議決権数を保有し、かつ、これらの者の中で最も多くの議決権数を保有することとなること
- 3 担保提供
納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保を税務署に提供する必要があります。
(注) 特例の適用を受ける(非上場)株式等の全てを担保として提供した場合には、納税が猶予される相続税額及び利子税の額に見合う担保の提供があったものとみなされます。

◆ 納税が猶予される相続税などの計算方法
4ページを参照してください。

相続税の
申告期限

納税猶予期間中

申告後も引き続き特例の適用を受けた(非上場)株式等を保有すること等により、納税の猶予が継続されます。
ただし、特例の適用を受けた(非上場)株式等を譲渡するなど一定の場合には、納税が猶予されている相続税の全部又は一部について利子税と併せて納付する必要があります（「猶予継続贈与」に該当する場合には、一定部分の納税猶予税額が免除されます。）。

◆ 納税が猶予されている相続税を納付する必要がある主な場合
3ページを参照してください。

「継続届出書」
の提出

引き続きこの特例の適用を受ける旨や会社の経営に関する事項等を記載した「継続届出書」を経営承継期間内は毎年、その期間の経過後は3年ごとに所轄の税務署へ提出する必要があります。

後継者の死亡等
「免除届出書」・
「免除申請書」の
提出

後継者の死亡等があった場合には、「免除届出書」・「免除申請書」を提出することにより、その死亡等があったときに納税が猶予されている相続税の全部又は一部についてその納付が免除されます。

◆ 納税が猶予されている相続税の納付が免除される主な場合
3ページを参照してください。

この相続税の納税猶予及び免除の特例は、「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」といいます。

「円滑化法の確認」とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第1項の確認をいいます。この確認は、平成29年4月1日から都道府県知事が行います。

なお、会社が「円滑化法の確認」を受けるための具体的な要件やその手続については、会社の主たる事務所が所在する都道府県の担当課にお尋ねください。

また、「円滑化法の確認」を受けるためには、相続開始後8か月以内にその申請を行う必要があります。

改正事項

平成29年1月1日以後に先代経営者(贈与者)が死亡し、この特例の適用を受ける場合には、会社の要件のうち、一定のものが廃止されました。詳しくは、12ページを参照してください。

「資産管理会社」及び「特別関係会社」については、2ページを参照してください。

改正事項

災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に、相続等により(非上場)株式等を取得したものとみなされた後継者がこの特例の適用を受ける場合には、左記の1の要件が一部異なりますので、12ページをご覧ください。

「猶予継続贈与」における、①先代経営者(贈与者)に贈与をした者、又は、②後継者(受贈者)のうち最も古い時期に贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けていた者に贈与をした者が死亡したときに、相続又は遺贈により取得したものとみなされた非上場株式等についての相続税の取扱いについては、税務署にお尋ねください。

相続税の納税猶予及び免除の特例の適用に当たっての納税猶予税額の計算方法や申告手続などについては、2~4ページの要件等と一部異なる場合がありますので、詳しくは、税務署にお尋ねください。

「継続届出書」の提出期間は、「相続税の納税猶予及び免除の特例」と異なり、「贈与税の納税猶予及び免除の特例」の提出期間が引き継がれることとなります。